

○飯塚市保育所等整備事業費補助金交付要綱

平成29年8月25日

飯塚市告示第242号

飯塚市保育所等整備事業費補助金交付要綱(平成23年飯塚市告示第49号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 市長は、子供を安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、保育所等整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、国又は福岡県が定める交付金又は補助金の対象となる事業で、かつ、別表に定めるとおりとする。

(交付額)

第3条 この補助金の交付額は、別表のとおりとし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により交付することとなる金額は、当該施設の整備に要する費用の総額を超えてはならない。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付を受けた者は、事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付申請)

第5条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に指示する期日までに市長に申請しなければならない。また、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合においても、同様の申請をしなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い事業者に通知するものとする。

(部分払)

第7条 市長は、事業者の申請に基づき、補助金の一部を部分払することができる。

2 部分払する金額は、出来高に基づき積算された金額を上限とする。

3 総事業費に占める出来高の割合は、問わないものとする。

4 部分払は1回までとし、残額は事業完了後に交付する。

(実績報告)

第8条 事業者は、事業が完了したときは、別に指示する期日までに市長に報告しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、事業者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の飯塚市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度以降に交付決定を行う補助金について適用し、平成28年度以前の補助金の交付については、なお従前の例による。

別表(第2条、第3条関係)

No.	区分	対象事業	市補助率
1	保育所等施設整備事業	厚生労働省が年度ごとに定める「保育所等整備交付金交付要綱」別表に基づき実施する事業	「保育所等整備交付金交付要綱」に定める負担割合による
2	認定こども園整備事業	文部科学省が年度ごとに定める「認定こども園施設整備交付金実施要領」別表に基づき実施する事業	「認定こども園施設整備交付金実施要領」に定める負担割合による